

内閣参質一九八第五号

平成三十一年二月八日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長伊達忠一殿

参議院議員小西洋之君提出北方四島を日本固有の領土と明言しない安倍内閣によるいわゆる売国行為に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

○

○

参議院議員小西洋之君提出北方四島を日本固有の領土と明言しない安倍内閣によるいわゆる売国行為に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねについては、ロシア連邦政府との今後の交渉に支障を来すおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。

四について

お尋ねの「いわゆる売国行為」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

五及び六について

政府としては、領土問題を解決して平和条約を締結するという基本方針の下、ロシア連邦政府との間で交渉を行ってきており、当該交渉の対象は、北方四島の帰属の問題であるとの一貫した立場である。

